

## 鳳来東部地域課題検討会議設置要綱

(目的)

第1条 鳳来東部地区における課題の解決に関し、意見交換及び意見聴取を行うため、鳳来東部地域課題検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 意見交換及び意見聴取を行う事項は、次に掲げることとする。

- (1) 地域の安全・安心に関すること。
- (2) 地域の活力・創造性に関すること。
- (3) 地域の文化・自然との調和に関すること。
- (4) 地域の暮らしの充実と思いやりに関すること。

(構成員)

第3条 検討会議は、次に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 鳳来東部地区に居住し、または勤務する者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める者

2 構成員の任期は、1年とする。

(会長及び副会長)

第4条 検討会議に会長及び副会長を置く。

(会議)

第5条 検討会議は、必要に応じて随時開催するものとする。

(謝礼)

第6条 構成員に対し、検討会議への出席1回につき2,000円の謝礼を支払うものとする。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、鳳来東部自治振興事務所において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。